

仕 様 書

1. 調達件名

DIA Europe 2019 での講演、二国間会合及びスイス規制当局との会合における日英通訳業務の委託

2. 目的

平成 31 年 2 月にオーストリア（ウィーン）で開催される DIA Europe 2019（以下 DIA）での講演および DIA 期間中に行われる二国間会合、並びにスイス（ベルン）に所在する規制当局（Swissmedic）での会合において、PMDA からの出席者 5 名を支援するため、日英同時・逐次通訳業務の委託を行う。

3. 委託業務の内容

- (1) 通訳者は、医薬品及び医療機器の薬事規制並びに薬事行政の用語に精通し、科学的及び行政的に正確でわかりやすい通訳を行えること。
- (2) DIA は 2 月 5 日（火）～2 月 6 日（水）まで、スイス規制当局訪問は 2/8（金）を想定している。また、二国間会合（現時点では最大 5 件を想定）は当該期間中に行われる。これを踏まえ、2 月 5 日～2 月 6 日は通訳者 2 名、2 月 8 日（金）は通訳者 1 名を手配し、出席者 5 名の業務が滞りなく実施できる体制で、DIA セッションは同時通訳、二国間会合は逐次通訳を行うこと。（ただし、5 名は一団となって行動する前提で良い。）

なお、現時点では下表のとおり日程、拘束時間を想定している。（拘束時間延長等の可能性あり。）

日程	2月5日(火)	2月6日(水)	2月8日(金)
	オーストリア・ウィーン	オーストリア・ウィーン	スイス・ベルン
内容	二国間会合 2~3 件 (逐次通訳)	<DIA 欧州年会> ① The Impact of Innovation and Novel Pathways ② Update on PMDA's Activities (同時通訳) <二国間会合> (逐次通訳) 1~2 件	スイス規制当局と の二国間会合及び 講演質疑応答 (逐次通訳)
時間	7:00~18:00 のうち、1 件 1~1.5 時間、2~3 件を予 定	7:00~18:00 のうち ① 10:45~11:45 ② 16:45~18:00 ③ 1 件 1~1.5 時間、1~2 件を予定	9:30~13:00 を予 定

- (3) 二国間会合・DIA の通訳者 2 名と、スイス規制当局との会合の通訳者 1 名が別の通訳者であっても構わない。
- (4) 同時通訳は簡易同時通訳機器を用いて行う。同時通訳者用の送信機 2 台及び出席者 5 名分の受信機を含めて応札すること。なお、二国間会合(1 件 1~1.5 時間、最大 5 件を予定)については日英の逐語訳を行う他、会合、セッションにおいて海外の発言者・講演者に関して英語から日本語の同時通訳に加え、一部の質疑応答について日英の逐語訳を行う場合がある。
- (5) 契約単価は、通訳者費用については通訳者 1 名 1 時間あたりの単価とし、通訳機器・通訳者の旅費等の経費については一式とする。なお、経費の実費が契約価格を超過した場合の差額の支払いは行わない。
- (6) 当日、通訳者の拘束時間が 1 日 8 時間を超えた場合には、通訳者費用の時間単価に 100 分の 125 を乗じて得た額に超過時間(1 時間単位、端数は四捨五入)を乗じた代金を支払うこととする。
- (7) 業務完了後、契約期間の末日までに業務完了報告書を国際部宛てに提出すること。

4. 履行場所

オーストリア・ウィーン : Austria Center Vienna

スイス・ベルン : Swissmedic

5. 契約期間

契約を締結した日～平成 31 年 3 月 29 日（金）

6. 受託者の要件

- (1) 過去 5 年間に、複数の薬事・薬学分野の団体への日英通訳派遣実績を有していること。
- (2) 派遣の通訳者（不測の事態に伴う代理の通訳者も含む）が以下に掲げる要件を全て満たすこと。
 - 国際会議、学会、セミナー等での同時通訳の経験が 10 年以上の実績を有すること
 - 一般的な行政用語に加え、医薬品及び医療機器等に関する行政用語にも日英ともに精通していること
 - 科学的及び行政的に正確でわかりやすい日英同時通訳を行えること
 - やり取りの内容を漏れなく同時通訳できること
 - 通訳機材の取扱いに精通しており会場の音響状況や機材の技術的トラブルに適切に対処できること
- (3) 通訳者の能力・適性等を適切に把握し、無理なくかつ効率的な派遣計画に基づき、上記（2）に示す通訳者を手配できること。
- (4) 通訳者間、社内の連絡体制が緊密であり、PMDA からの指示等に迅速かつ正確に対応できること。
- (5) 不測の事態があっても、代理の通訳者を準備できるなど、リスク管理体制が整っていること。

7. 再委託

受託者は、受託業務の全部を第三者に再委託することはできない。

8. 機密保持

受託者は、本受託業務実施の過程で知り得た情報を本受託業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してならないものとし、そのために必要な措置を講ずることとする。

9. その他

本仕様書に掲げる事項の他、本業務を遂行するために必要な事項については、機構担当者と協議のうえ、指示に従うこととする。

10. 窓口連絡先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

国際部 城谷 真理、瀬谷 泉美

電話： 03-3506-9456

FAX: 03-3506-9572

Email: training-tuyaku@pmda.go.jp